

別記様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

福岡県知事 小川 洋

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。本申請は、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、九州観光推進機構の共同提案申請です。

別記様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

佐賀県知事 古川 康

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。本申請は、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、九州観光推進機構の共同提案申請です。

別記様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

長崎県知事 中村 法道

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。本申請は、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、九州観光推進機構の共同提案申請です。

別記様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

熊本県知事 蒲島 郁夫

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。本申請は、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、九州観光推進機構の共同提案申請です。

別記様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。本申請は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、九州観光推進機構の共同提案申請です。

別記様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。本申請は、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、福岡市、九州観光推進機構の共同提案申請です。

別記様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。本申請は、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、福岡市、九州観光推進機構の共同提案申請です。

別記様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

福岡市長 高島 宗一郎

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。本申請は、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、九州観光推進機構の共同提案申請です。

様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

九州観光推進機構

会長 石原 進

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。本申請は、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、福岡市の共同提案申請です。

◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

九州アジア観光アイランド総合特区

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の全域（別添4のとおり）

ii) i) の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

なし

iii) 区域設定の根拠

九州における訪日旅行者については、県境を越えた周遊型の観光が行われているという実態がある。これら多様な資源を有する各県が機能的に連携・補完し合うことで、旅行者の行動範囲の拡大や旅行ニーズの多様化へ対応した九州地域内におけるバラエティ豊かな新しい観光（ニューツーリズム）を提供することが可能となる。

さらに、九州においては日本に寄港する外国クルーズ船のほぼ半数が博多港・長崎港・鹿児島港などに寄港しており、九州が外国クルーズ船寄港の一大拠点となっていることから、九州7県を区域として設定する。

② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

「観光アイランド・九州」として、成長するアジアマーケットの観光客を呼び込み、観光需要の喚起、消費の拡大を通じて、地域経済の活性化を図り、ひいては観光立国の推進、日本再生戦略の実現に貢献する。

解説： アジアに最も近い九州は、古くからの交流の歴史を土台とした観光資源に加え、温泉、自然、都市文化など日本の魅力が凝縮された観光アイランドである。

これら九州の魅力ある観光資源を活用し、日常に近い形で往来する韓国人、クルーズ市場拡大により増大する中国からのクルーズ客など、アジアからの観光客を呼び込み、多様化するニーズに対応していく必要がある。

クルーズをはじめ、アジアからの観光客誘致を推進することで、成長するアジアの活力を九州に取り込み、観光振興を通して九州地域経済の活性化を図る。これにより観光立国の実現、日本再生戦略の実現に貢献する。

イ) 評価指標及び数値目標

評価指標①：アジアを中心とした九州への入国外国人数

数値目標①：72.5万人（2011年） → 411万人（2016年）

評価指標②：九州における年間観光消費額

数値目標②：2.8兆円（2009年） → 4.2兆円（2016年）

評価指標③：九州への外国クルーズ客船の延べ寄港数・延べ寄港者数

数値目標③：延べ寄港回数 204 回/年 (2012 年予定) → 280 回/年 (2016 年)
延べ寄港者数 40 万人/年 (2016 年)

ウ) 数値目標の設定の考え方

数値目標①、②については、国の「観光立国推進基本計画」に掲げられている目標値の増加率（訪日外国人数：861 万人（2010 年）→1,800 万人（2016 年）、旅行消費額：25.5 兆円（2009 年）→30 兆円（2016 年））をもとに設定している。九州では、国の戦略に準拠することで現在 2.8 兆円の観光消費額が 3.2 兆円に増加することが見込まれるが、加えて九州独自の戦略を実施することで 1 兆円の上積みを図ることを目標としている。

数値目標①の目標達成に寄与する事業は、「アジアからの観光客誘致の促進事業」であり、現時点で想定する当該事業の数値目標達成に対する寄与度は 69.6%である。

数値目標②の目標達成に寄与する事業は、「アジアからの観光客誘致の促進事業」「クルーズ観光環境づくり事業」「ニューツーリズムの推進事業」の 3 事業であり、現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通りである。

アジアからの観光客誘致の促進事業	： 11.4%
クルーズ観光環境づくり事業	： 0.3%
ニューツーリズムの推進事業	： 0.1%

数値目標③については、九州におけるクルーズ船の寄港回数の年間伸び率等から 2016 年までに達成したい寄港数・寄港者数を設定している。クルーズ客に対するもてなし環境の充実等により、寄港回数の増加とともに継続的な寄港を促し、目標達成に寄与する。

数値目標③の目標達成に寄与する事業は、「クルーズ観光環境づくり事業」であり、現時点で想定する当該事業の数値目標達成に対する寄与度は 100.0%である。

これらの目標については、各自治体の観光戦略や九州観光推進機構が策定する「九州観光戦略」に基づく事業の実施とともに、総合特区において進める取り組みを一体的に推進していくことにより、目標達成に寄与する。

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題

① アジアからの観光客誘致を促進する。

解説：九州における訪日旅行者の拡大を図るには、アジアの近接性と交流実績を活かし、アジアからの観光客誘致が課題となる。そのためには、九州の知名度の一層の向上、重点市場としての中国市場からの訪問しやすい環境づくり、外国語対応等受入体制の強化等が課題である。

◇対象とする政策分野：○) 観光

② 「クルーズアイランド九州」を推進する。

解説：近年、東アジアにおけるクルーズ市場が急速に拡大している中、我

が国における先進的なクルーズ船受入地区を目指す「クルーズアイランド九州」を推進するうえで、外国クルーズ客船の寄港増や大型化に対する港でのオペレーション力の向上、観光地での外国語対応の充実、ショッピング等魅力的な観光コンテンツの充実、寄港地・九州の多様な魅力の発信が課題となっている。

◇対象とする政策分野：○) 観光

② 「ニューツーリズム」を拡大する。

解説：九州には九州の良さを歩いて味わう「九州オルレ」、キリスト教関連遺産などの歴史・文化観光など韓国の人々に訴求する資源、医療・健康をテーマとした観光など東アジアの人々に訴求する資源、環境関連技術を活用したエコツーリズムなど地域に根ざした新たな観光資源が数多く存在する。また、自然が豊かな地域においてはサーフィンなどのスポーツツーリズムに係る資源を有するほか、都市部、とくに福岡市においては、アジア各国の女性から注目される我が国のファッションを発信する取り組み(福岡アジアコレクション)や音楽、アート系イベントが官民の取り組みにより数多く実施されており、地域的にも分野的にも幅広く、ニューツーリズム創出の試みが行われている。また、九州は都市と自然がバランスよく広がっており、これらを短時間で移動することが可能である。

これら各地に存在する資源を繋ぐ新たなルートを構築することにより、観光客を周遊させるとともに、複雑・多様化した観光客のニーズに応じた魅力のある観光を提供していくことが課題となっている。

◇対象とする政策分野：○) 観光

・ 政策課題間の関係性

「観光アイランド九州」として、増加するアジアの海外観光需要を取り込むためには、九州への来訪に結び付けることとリピーター化を図ることが重要である。アジアからの観光客誘致の促進やクルーズアイランド九州の推進といった政策課題に取り組むことにより、九州への来訪を促進する。あわせて、ニューツーリズムの拡大に取り組むことで、魅力的で多様な観光メニューを創出・提供し、リピーター化を目指す。

イ) 解決策

<① アジアからの観光客誘致を促進する>に対する解決策

<解決策Ⅰ 官民協働によるプロモーションの推進>

国、自治体、民間をはじめ、海外とも連携したプロモーション活動を展開することで、アジアにおける九州の認知度を高め、誘客に繋げていく。

<解決策Ⅱ アジアからの観光客の出入国の円滑化>

マルチビザの九州への適用等により、アジアから日常的に九州を訪問で

きる環境を提供する。

<解決策Ⅲ 外国語対応の充実>

「特区ガイド」を養成して、九州で特に需要の大きい「韓国語」「中国語」の通訳案内士の不足を解消する。さらに、ピクトグラムの活用、多言語案内標識、観光案内所での外国語での観光案内、多言語マップ作成などの受入体制を整備する。

<解決策Ⅳ 快適な広域観光ができる環境づくり>

旅行者の行動範囲の拡大とともに、どこにいても、必要な情報・サービスの適切な提供が求められており、「観光情報データベースの整備」、「オンライン宿泊情報データベースの整備」など、九州各地の観光案内所の連携を強め、サービス向上に資する。

<解決策Ⅴ 国際定期航路の利用促進>

就航している路線の定着と、既存路線の増便、さらなる新規路線の拡充に向けた誘致活動を行う。

<②「クルーズアイランド九州」を推進する>に対する解決策

<解決策Ⅵ 港の利便性の向上>

クルーズ客船の寄港増加や大型化に対応した港の整備やクルーズ客に対するCIQの迅速化、大型バス等の円滑な交通環境の整備等により、港における利便性を向上し、寄港しやすい環境づくりを図る。

<解決策Ⅶ 外国語対応の充実（再掲）>

クルーズ寄港においては、一度に2,000人から4,000人の観光客が寄港地ツアーに参加するため、その数に対応するバスガイド等の通訳案内人材が必要になる。そのため、地域のボランティアガイドの育成とともに、クルーズ寄港にも対応可能な「特区ガイド」を育成し、その活用を図る。

<解決策Ⅷ 買い物しやすい環境づくり>

クルーズ客の主な目的であるショッピングにおいて、官民一体となった多言語情報の提供や外国人が利用しやすい決済方法への改善、外国人観光客に対応できる店舗の充実などにより、外国人が買い物しやすい環境を提供する。

<解決策Ⅸ クルーズ船の寄港誘致>

寄港地は、地理的な位置関係や次の寄港地との相対性だけでなく、観光地や受入態勢の充実度も選択の大きな判断材料となる。クルーズ船の寄港の定着化のために、特色ある観光地づくりと受入体制整備を促進し、「九州」の魅力、客船関連会社、旅行業界、一般消費者、関係官庁、インセンティブツアーを検討している企業関係各社等に多角的に発信する。

＜③ 「ニューツーリズム」を拡大する＞に対する解決策

＜解決策X 独自の地域資源を活用したニューツーリズムの創出＞

「ニューツーリズム」については、長崎県内の教会群を活かした文化交流型観光である「ながさき巡礼」のように、外国人旅行者にも人気の商品が誕生しており、温泉や史跡巡りを取り入れたウォーキングコース「九州オルレ」の造成、日本近代化の礎としての産業遺産、医療・健康をテーマとした観光、環境関連技術を活用したエコツーリズムなど、九州地域特有の観光資源を活かし、外国人旅行者に向けた新しい観光スタイルを提供する。

＜解決策XI 体験型・交流型観光の提供＞

近年、外国人観光客の「日本人の生活に触れたい」、「日本の食を楽しみたい」とする動機が高くなっていること、九州内にはすでに世界一満足度の高いプログラムとして海外からも修学旅行生が訪れる地域もあることなどから、地域に密着した「体験型」や「交流型」の観光を提供することにより、九州ならではの旅行の満足度を高めていく。

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

① 地域の歴史や文化

- ・ ユネスコ世界遺産（自然遺産）に登録されている屋久島、国内暫定リストに掲載されている「宗像・沖ノ島と関連遺産群」「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」「九州・山口の近代化産業遺産群」など、歴史的・文化的価値の高い観光資源を多く有している。
- ・ 雲仙は明治期、ヨーロッパや上海に住む外国人たちの避暑地として賑わい、それに伴い日本初のパブリックゴルフコースや外国人向けホテルの建設が行われるなど、インバウンド誘致のための取組については全国的に先駆けた歴史を有している。
- ・ 福岡県の博多祇園山笠、佐賀県の唐津くんち、長崎県の長崎くんち、熊本県の山鹿灯籠祭り、大分県の姫島盆踊り、宮崎県の高千穂神楽、鹿児島県の天孫降臨霧島祭など、長い歴史や伝統文化、風俗習慣に基づく祭りが各地域に息づいている。文化交流の拠点であった九州は、時代の変遷とともに、日本の伝統的文化と中国と西洋の文化が混在しており、食においても独自の食文化を形成している。

② 地理的条件

- ・ 九州というひとつの「島」である地理的特性から、九州を一つの観光地として捉える傾向がある。
- ・ 東アジアと距離的に近いことから、訪日旅行先としてのプレゼンスが高く、特に、中国、韓国、台湾の訪日観光のゲートウェイとなっている
- ・ 国内最大規模の湧出量と源泉数を誇る別府温泉をはじめ、九州地域には全国の4分の1以上の温泉源泉が集積しており、良質の湯が豊富に湧き出している。
- ・ 温暖な気候と、世界最大のカルデラを有する阿蘇山や世界遺産に登録された屋久島など、豊かな自然に恵まれている。
- ・ 九州は、四方を海に囲まれ、離島、半島も広く分布している。「2010 離島統計年報」離島面積や海岸延長は全国の約6割を占める。「しま」は、豊かな自然と独特

の文化を育んでおり、島の固有種も多数存在する。鹿児島県の奄美群島など、亜熱帯の気候区分に属する「しま」では、さらに異なる生態系を確認することができる。

- ・ 全国の国立公園 30 公園、国定公園 56 公園のうち、4つの国立公園と9つの国定公園が存在する。自然公園面積は全国の約 13%を占め、国立公園内には、日本初の世界ジオパークネットワークへの加盟認定となった「島原半島ジオパーク」も存在する。

③社会資本の現状

- ・ 九州新幹線が 2011 年 3 月に全線開業し、九州縦断にかかる時間が大幅に短縮した（博多～鹿児島中央間：開業前 3 時間 40 分→全線開業後 1 時間 20 分）。
- ・ 各県の県庁所在都市が高速道路で連結している。さらに、2016 年度までには東九州自動車道も計画区間を除き全線開通する予定であり、九州全域の周遊観光の利便性が今後さらに高まっていく。
- ・ 九州全県に空港があり、九州内の各空港とアジアの各都市との間では 530 便/週の国際定期路線が就航している。
- ・ 国際線では、外資系の LCC（韓国のエアプサン、韓国のチェジュ航空、韓国のティーウェイ航空、中国の春秋航空）に加え、スターフライヤーも北九州～釜山間を新たに就航した。国内線では、ピーチ・アビエーションが福岡、長崎、鹿児島～関西間、ジェットスター・ジャパンが福岡～成田、福岡～関西間、エアアジア・ジャパンが成田～福岡間など、3社が新たに就航し、国内外を結ぶ空の路線がより充実している。
- ・ 日本一の乗降人員を誇る国際旅客港（博多港）を有しているほか、長崎～ハウステンボスと上海を結ぶ国際旅客便も就航するなど地理的近接性を活かした海路のゲートウェイ機能も高い。また、近年は、九州各港に中国発着のクルーズ船が就航しており、岸壁の延伸やターミナルの整備など船舶の大型化への対応も進んでいる。
- ・ 韓国の船会社「ハーモニークルーズ」が、釜山と仁川の両港を拠点として、博多港、長崎港、別府港、鹿児島港の各港を寄港地とする「九州クルーズ旅行」を始めた。済州島～長崎～鹿児島～別府～博多～釜山といったルートが設定されており、年間では 100 便弱の運航を予定されている。
- ・ 対馬～韓国間の航路には 3 社が参入しており、巖原港、比田勝港～釜山港を毎日運行している。空の便では、コリアエクスプレスエア（韓国）が、ソウル(金浦)～対馬間、釜山～対馬間の定期チャーター便が運航されている。

④地域独自の技術の存在

- ・ 環境モデル都市に選定されている北九州市や水俣市、大牟田エコタウンなどを中心に環境関連技術が集積しており、国内外から多くの視察（エコツアー）を受け入れている。

⑤地域の産業を支える企業の集積等

- ・ 九州旅客鉄道(株)では、九州外からの乗客を促すために、九州新幹線全線開業にあわせ、九州新幹線の駅と直結した「乗る」ことを目的とした列車＝観光列車を打ち出し、九州全域の旅行需要の掘り起こしを行っている。2011 年度の観光列車 9 路線の総運行本数は 1 万本超であり、列車自体が観光資源となっている。また、

2013年10月には、アジアの富裕層もターゲットとした九州一周寝台列車「ななつ星 in 九州」が運行予定である。

- ・西日本最大級のショッピングエリアを有する福岡市は、九州の中心都市として国内客だけでなく海外からも中国・韓国などの東アジアを中心に多くの観光客を誘致している。福岡を訪れるアジア人観光客の目的の一つはショッピングであり、天神・博多地区を中心に、百貨店、大型電器店、キャナルシティやマリノアシティなどの大型商業施設、新天町や川端商店街などのアーケード街といった多ジャンルの商業施設が集積し、様々な買い物が楽しめることが観光資源となっている。
- ・九州7県のバス51事業者は、九州内の高速バス・路線バスが乗り放題となる乗車券「SUNQパス」を共同で発行している。韓国人や台湾人の利用も多く、安価で九州を周遊できるチケットの登場により、九州における周遊旅行の拡大に貢献している。

⑥人材、NPO等の地域の担い手の存在等

- ・観光ボランティアの育成に取り組んでおり、ボランティアガイドの資質向上に努め、特区ガイドへのステップアップを図るための素地がある。
- ・九州の外国人留学生数は増加傾向にあり、2010年は前年比15.2%増の1.8万人で全国に占めるシェアは12.7%となっている。福岡県や大分県は留学生総数でも上位県であり、1大学当たりの留学生数でも、九州の5県（大分県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県）は上位20位に入っている。
- ・福岡市には、2つのエリアマネジメント団体（We Love 天神協議会、博多まちづくり推進協議会）や、ビジターズインダストリーを推進するプラットフォーム組織（ビジターズ・インダストリー推進協議会）等があり独自の活動を展開している。

⑦地域内外の人材・企業等のネットワーク

- ・官民が出資、人員を派遣して運営している九州観光推進機構が実施する人材育成やもてなし向上などの事業展開により、日ごろから官と民のネットワークが構築されている。また同機関の国内及び海外の誘致部門による営業プロモーション活動を通じ、国内外とのネットワークが構築されている。

⑧その他の地域の蓄積

- ・2005年4月に全国初となる広域観光を推進するための組織として九州観光推進機構（官民あわせて170団体、H24.8.31現在）を設立し、九州各県による観光地の魅力の集積や発信にあわせ、県境を越えた広域的な取り組みを積極的に行っている。
- ・広域観光を連携していくには、個々の取り組みを結びつけて、広域観光を実行・推進する体制整備が必要不可欠と言える。九州7県と、経済4団体及び民間企業からなる九州地域戦略会議においては、2014年度以降を見据えた「次期九州観光戦略」の骨子案の策定とその推進体制の方向性を検討し、さらなる飛躍を目指した推進体制の構築の動きが進んでいる。

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

<<アジアからの観光客誘致の促進事業>>

ア) 事業内容

アジアからの観光客誘致については、以下のような取り組みを進める（詳細は別紙1のとおり）。

1つは、ターゲットとする現地市場での九州プロモーション活動である。九州各県と九州観光推進機構との連携・共同事業として、各国メディアや有力ブロガー等、現地での観光情報の流通に影響力のある関係団体・関係者の招請、旅行会社の招請を実施しているほか、各国で開催される旅行博覧会への出展、商談会の開催等具体的な観光商品のセールスに資する取り組みも積極的に行っている。また、「ロハス九州」ブランドの認知度向上や新たなブランドとして、韓国に多いトレッキング客の誘致に向け、済州島の「オルレ」ブランドの九州版を立ち上げ、その展開を推進している。

2つめは、外国人観光客の満足度を高めるという点で重要な外国語対応の充実である。空港や公共交通機関、観光施設や商業施設などにおける多言語化、民間企業と協働したスマートフォンの活用による4カ国語対応の情報配信サービスを行うなど、案内表示等の多言語化を進めている。また、外国人向けマナーブックの作成、翻訳サービスサイトの構築、医療通訳ボランティアの育成・活用等受入体制の充実・高度化を図っている。

3つめは、「快適な広域観光」を可能とする環境づくりである。九州は韓国や中国等東アジアの観光客にとって、地理的に近いため気軽に訪れることができるというメリットがあり、滞在日数をさらに延ばし、消費金額を増やすために、優れた観光資源が集積・点在する九州を周遊するような広域観光を推進する仕組みを構築する。九州全域をカバーし、どの県の観光施設であっても、案内、斡旋、予約等も可能な「九州観光案内所」を駅や空港等に整備する支援を行っている。

4つめは、海外から九州への移動手段の充実である。安価で九州を訪れることのできる移動手段を備えるため、福岡県、長崎県ではLCCの誘致を図っており、佐賀県では、国際線専用施設の建設に着手している。また、九州は海路の利用も高く、長崎県では、長崎上海間の航路と航空路を組み合わせた企画商品販売への支援や県内周遊対策を行う等、国際航路の効果を地域内で活用する取り組みを行っている。

このような取り組みに加え、外国人観光客が九州に足を運びやすくなる仕組みとして、出入国の円滑化は必要不可欠である。C I Qのさらなる迅速化や訪日ビザが必要な国の旅行者に対する「個人観光数次査証制度の導入」により、旅行意欲を高め、アジアからの観光客を誘致する。

また、訪日外国人観光を取り巻く変化、クルーズやLCC等に代表される新たな旅行移動手段の台頭、外国人旅行市場の変化（中国市場拡大、韓国、台湾市場における個人旅行への変化）に対応するために、新たに「特区ガイド養成支援」を実施する。

特区の区域内において、通訳案内士以外の研修を経た者（特区ガイド）を育成し、有償ガイドとして旅行会社等に提供することで、九州で不足しているアジアからの観光客に対する通訳案内士を補完し、きめ細かいニーズに対応することが可能となる。特区ガイドには留学生を活用することを想定しており、国の規制の特例措置として、留学の在留資格をもって在留する者の資格外活動時間の上限（週28時間以上、長期休業期間にあるときは、1日について8時間以上）の緩和を図る。また、特区ガイドの円滑な運用のためには、特別区域内での国における無資格ガイド行為の取り締まり強化とともに、地域における通訳案内士及び特区ガイドの利用促進活動と、

無資格ガイド行為を排除するための啓発活動が必要であり、国と地域が一体となつて、これらの活動を実施することで有資格ガイドが活躍しやすい環境整備に取り組んでいく。あわせて、特区ガイドの利用促進を図るため、特区ガイドと利用者（旅行会社等）をマッチングするシステムを構築し運用する。

イ) 想定している事業実施主体

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、九州観光推進機構、ANAセールス(株)、亀の井バス(株)、九州産業交通ホールディングス(株)、九州旅客鉄道(株)、九電産業(株)、(株)近畿日本ツーリスト九州、クラブツーリズム(株)、ジェイアール九州バス(株)、(株)ジェイティービー、(株)JTB九州、(株)ジャルツアーズ、(株)DREAM INTERFACE、トップツアー(株)、西鉄旅行(株)、(株)日本旅行九州営業本部、(株)農協観光、宮交ホールディングス(株)、名鉄観光サービス(株)、(株)リクルート

ウ) 当該事業の先駆性

地域住民等を特区ガイドに養成することで、地域の根ざした観光ガイドの充実を図ると同時に、地域住民の地元への愛着が深まり、地域一体のおもてなしが促進される取り組みであるとともに、留学生を活用するという点において、他の地域との差別化を図り、特区ガイドに従事した留学生が知識を母国へ発信することにより、誘客に繋げていく仕組みが構築できる。

エ) 関係者の合意の状況

実施主体である九州7県、福岡市、九州観光推進機構により、総合特区に係る関係者協議を実施(2012年5月18日、7月18日、8月27日)。共同で取り組むべき事業として合意を得ている。

九州内の全市町村には、実施主体である九州7県より特区ガイド事業を九州全体で取り組むことについて説明を行い、事業を推進することの了解を得ている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

九州観光推進機構は官民連携の組織であり、行政及び旅行エージェンツ、交通事業者(鉄道、航空、バス)等の観光関係企業をはじめ、電力、通信等観光に直接関係の無い企業からも出向しており多種多様な組織が連携している。事業実施の具体的な方法など、九州地域戦略会議や九州各県課長会議等で経済界や各県、福岡市との意見交換を行い、関係者と調整を進めている。

<<クルーズ観光環境づくり事業>>

ア) 事業内容

外国クルーズ船の受入環境を整備し、「クルーズアイランド九州」を推進する。クルーズ客船の寄港数の増加・大型化に対応するために、九州の各港の利便性の向上を図る。地方独自の取り組みとともに、国の財政支援措置を活用しながらクルーズ船の大型化等に対応した係留設備やターミナル等の整備を実施する。また、国の改善策(「外国人3,000万人時代の出入国管理行政検討会議」(法務省)を踏まえた取り組み)による運用を図りながら、一層のCIQの迅速化を実施する。

クルーズ客に対しては、外国語対応の充実を図る。案内ボランティアの充実や多言語による情報提供を行っているが、通訳ガイドの数が不足しているため、九州一

体となった特区ガイドの創設において、クルーズ寄港に特化した特区ガイドの運用を図る。

クルーズの主目的であるショッピングにおいては、外国人が買い物しやすい環境づくりを行う。外国人が利用しやすい決済システムの導入や物販スペースの設置、商業施設と一体となった案内板の設置やマップ・ガイドブックの配付などの独自の取り組みを行うとともに、当該自治体と民間事業者の関与のうえ、国の規制の特例措置として、消費税免税商品の対象拡大や免税手続きの簡素化などを図りながら、消費税免税の円滑化を図る。また、Duty Free Shop 設置に係る保税蔵置場の許可条件の緩和を図りながら、市中における Duty Free Shop の設置と運営を図る。加えて、公衆無線 LAN 設置に伴う主任電気通信技術者の要件の緩和を図りながら、外国人の情報手段である Wi-Fi エリア拡大・普及を図る。

さらには、九州へのさらなる寄港を促進するため、都市や自然、歴史文化など寄港地によって異なる九州の魅力を充実させるとともに、アジアクルーズコンベンション等においてクルーズ寄港地の魅力を九州が一体となってクルーズ会社や旅行代理店をはじめとした関係各社等に多角的に発信し、持続可能な寄港のためのプロモーションを実施する。

イ) 想定している事業実施主体

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、九州観光推進機構

※上記のほか、免税商品の販売事業者、公衆無線 LAN を設置する事業者、団体バスツアーを催行する旅行業者も参画予定である。

ウ) 当該事業の先駆性

東アジアクルーズの受入は九州に始まり、中国人クルーズ客のニーズを踏まえながら、全国に先駆けて対策を充実させてきた。当該事業では、クルーズ観光対応の特殊性（大型船への対応、大量の観光バス・観光客への対応、短い滞在時間への対応等）に着目して、全国のモデルとなるべく取り組むものである。

エ) 関係者の合意の状況

実施主体である九州7県、福岡市、九州観光推進機構により、総合特区に係る関係者協議を実施（2012年5月18日、7月18日、8月27日）。事業実施を上記主体で実施することに対して合意を得ている。

また、関係する民間事業者等と定例的に協議しており、その対応策についても合意している。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

九州では、東アジアクルーズを5年間継続して寄港受入している。この間、クルーズ船社の要望やクルーズ客のニーズをきちんと踏まえながら、毎年、計画的に改善策や新規策に取り組んでいる。博多港においては、外国クルーズ客船受入のための整備事業（中央ふ頭や箱崎ふ頭の係留施設設備、観光バスの駐機場の整備、既存の国際ターミナルでの入国審査スペースの拡張、ウェルカムゲートの設置・運営等）を行ってきている他、官民連携により、観光地や商業施設での受入環境づくり事業（外国語表記、ガイドの育成・充実、両替カウンターやカード決済端末の導入、Wi-Fi

環境の提供等)を実施しており、当該事業はそうした実績に基づくものであり、事業を実施するうえでの熟度は高い。

<<ニューツーリズムの推進事業>>

ア) 事業内容

世界遺産や産業遺産、温泉など観光資源の多様性を活かし、訪日外国人にも関心の高いニューツーリズムを推進する。

九州では、ニューツーリズムの種となる観光資源の発掘・研磨・開発を行っており、“海の正倉院”とも呼ばれる宗像・沖ノ島、キリスト教遺産、その他近代化産業遺産群の世界遺産登録を推進する事業に取り組んでいる。また、自然が豊かな地域においてはサーフィンをはじめ、ボディボード、スキューバダイビングなどのスポーツやエコツーリズムの創出から、都市部においては、アジア各国の女性からも注目される我が国のファッション文化を発信する事業（福岡アジアコレクション）など、地域的にも分野的にも幅広く、ニューツーリズム創出を行っている。

また、「体験型・交流型観光」については、ルートの設定（九州オルレを活用した情報発信等）や九州の自然、農漁村を活かした新しいビジネスモデルを確立させている。

しかしながら、地方共通の問題として、未だ観光資源化されていない地域へ公共交通機関でアクセスすることが困難な状況が、これらニューツーリズム創出のハードルとなっている。こうした観光資源を外国人観光客を誘引する拠点としていくには、交通結節点からの移送手段が確保されなければならないため、国の規制の特例措置として、着地型旅行商品の造成を手がける第三種旅行者において、募集型企画旅行に参加するための移送手段（主要交通結節点から発着地まで）も含めたパッケージツアーの提案が可能となるよう規制緩和を図りながら、観光客に対する利便性を向上させ、ニューツーリズムを普及拡大する。

イ) 想定している事業実施主体

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、九州観光推進機構

※上記のほか、着地型旅行商品の造成を行う第三種旅行者も参画予定である。

ウ) 当該事業の先駆性

アジア国内で人気の高いコンテンツを観光に取り入れる試みは少なく、九州では、韓国において一大ブームとなっているトレッキングをテーマにしたインバウンド誘致に取り組んでおり、九州各地の魅力的なトレッキングコースを「九州オルレ」として韓国市場にアピールしている（オルレとは、韓国・済州島で人気のトレッキングコースであり、2010年に済州島を訪れた観光客700万人のうち200万人がオルレを歩いている）。

エ) 関係者の合意の状況

実施主体である九州7県、九州観光推進機構により、総合特区に係る関係者協議を実施（2012年5月18日、7月18日、8月27日）。共同で取り組むべき事業として合意を得ている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

地域資源を体験させることで、観光客が訪れ満足してもらえるような旅行商品の造成が行われており、実施主体の官民のネットワークを活用し、観光事業者や観光協会以外の組織や地域住民との連携を深め、地域に根ざした体験プログラム等を旅行商品として流通させる。

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・ 観光案内所への整備支援（九州観光推進機構：H24 年度予算額 6 百万円）
- ・ LCC 等新規路線拡大のための運航経費助成（福岡県： H24 年度予算額 99 百万円）
- ・ 長崎～上海間の航路と航空路を組み合わせた企画商品を販売する旅行会社に対する支援（長崎県： H24 予算額 11 百万円）
- ・ 大分～ソウル線の路線維持を図るための航空会社への着陸料補助や旅行エージェンツのツアー商品の PR 経費助成及びイン・アウトバウンド双方の搭乗者への利用促進助成（大分県：H24 予算額 42 百万円）
- ・ 歴史文化を活かした地域提案型観光創出への支援（長崎県：H24 予算額 10 百万円）
- ・ 対馬～釜山間の国際定期航路の増設等を契機とした離島地域へのアジアからの観光客の受入体制整備の支援及びテーマ性の高い旅行商品造成等の支援離島地域外国人観光客受入支援（長崎県： H24 予算額 16 百万円）
- ・ 宮崎恋旅プロジェクト推進のための旅行商品造成支援等（宮崎県： H24 予算額 10 百万円）

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・ 「長崎県農林漁業体験民宿推進方針」による規制緩和（旅館業法関係、食品衛生法関係、浄化槽法関係、建築基準法関係、消防法関係）

c) 地方公共団体等における体制の強化

- ・ 九州観光推進機構（平成 17 年 4 月設立／人員 29 名）
- ・ 官民合同による「次期九州観光戦略委員会」（平成 24 年 8 月設立、事務局：福岡県国際経済観光課、(社)九州経済連合会）

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・ 九州一体で観光振興を図るため、九州各県において積極的に事業を推進する。今後、時間の経過や社会環境の変化に伴い、新たに九州内で特区を活用した観光施策があれば、地域協議会で協議を行い、九州全体で地域の課題解決を図る。

イ) 目標に対する評価の実施体制

a) 目標の評価の計画

毎年 5 月までに、各主体は、実績報告書または自己評価書を作成し、地域協議会事務局に提出する。事務局は総合特区計画等に定める数値目標等との検証を行い、全体の評価書を作成する。

b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

毎年7月末までに地域協議会を開催して、評価書をもとに目標と実績を分析し、今後の取り組みの方向性や計画変更の必要性などを議論する。PDCAサイクルにより目標管理を徹底し、事業の合目的性及び効率性を点検・評価する。

c) 評価における地域住民の意見の反映方法

年度ごとの目標達成状況をホームページで公開し、地域住民から提出された意見は、地域協議会の場で報告し議論を行ううえでの参考とする。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

平成24年度 現行事業を継続し、事業実施に向けた体制整備を行う。

平成25年度 規制緩和等の措置により、実施可能なものから順次開始する。

平成26年度～平成28年度 各事業の評価、フィードバック

平成29年度 事業の総括、次期計画策定の検討等

イ) 地域協議会の活動状況

今回、九州内の取組を一本化して申請するにあたり、既存の複数の地域協議会を活用しつつ、新たな地域協議会として整理統合した（別紙2、別添8及び別添9）。

【既存協議会】

- ・九州観光推進機構（九州各県、民間団体の170団体で構成（H24.8.31現在））
- ・CIQの迅速化に関わるメンバーにより構成された地域協議会
- ・総合特区通訳案内士の育成活用に関わるメンバーにより構成された地域協議会
- ・買い物環境向上に関わるメンバーにより構成された地域協議会

【現協議会】

意思決定機関：代表者会議（九州各県、福岡市、九州観光推進機構で構成）

事務局：九州観光推進機構

※幹事会及び部会を設け、代表者会議に諮る事項を検討・整理することで意思決定までの迅速化を図る。

幹事会：九州観光推進機構、福岡市で構成

部会：事業ごとに設置（現在、3部会）

また、現協議会では、既存協議会で協議済みの項目についてはその決定を踏襲し、新たな申請項目を中心に協議を進めることにより、効率的な意思統一を図っている。

<地域協議会幹事会> 九州観光推進機構と福岡市で構成

平成24年4月、5月、7月、8月 申請内容協議

平成24年9月 申請

<地域協議会の構成機関等からの意見聴取等>

- ・九州観光推進機構

平成24年3月：九州観光推進機構評議員会・理事会

平成24年5月：九州観光推進機構総会

- ・九州各県協議
平成 24 年 5 月、7 月、8 月 申請内容協議

- ・次期九州観光戦略委員会（九州地方知事会と九州経済連合会で設置：官民協議）
平成 24 年 8 月：次期九州観光戦略委員会(各県観光担当部長・局長)
平成 24 年 8 月：次期九州観光戦略委員会ワーキンググループ(各県観光担当課長)

- ・その他関係機関
平成 24 年 6 月：九州地域戦略会議(九州各県知事及び経済界代表)

別紙1

解決策Ⅰ「官民協働によるプロモーションの推進」に係る先行事業

実施主体	事業名称	予算（千円）
九州観光推進機構	九州各県との連携事業・共同事業の実施（各国富裕層の誘致、在京ランド社をターゲットとした誘致事業）	4,250
	九州ブランドの検討	7,000
	各国で開催される旅行博覧会への出展、海外の観光機関等との連携	36,700
	各国地域の市場特性に応じた誘客	70,300

解決策Ⅲ「外国語対応の充実」に係る先行事業

実施主体	事業名称	予算（千円）
福岡県	福岡アジア医療サポートセンターの運営	18,170
長崎県	医療通訳人材育成事業（外国人観光客の医療面での受入体制整備のための医療通訳ボランティアの育成・活用）	3,361
九州観光推進機構	外国人観光客の満足度向上に向けた受入体制の整備促進（外国人向けマナーブック作成、翻訳サービスサイト）	3,100

解決策Ⅳ「快適な広域観光ができる環境づくり」に係る先行事業

実施主体	事業名称	予算（千円）
九州観光推進機構	九州観光案内所の整備支援	2,610
	福岡空港国際観光案内所の整備支援	3,000

解決策Ⅴ「国際定期航路の利用促進」に係る先行事業

実施主体	事業名称	予算（千円）
福岡県	北九州空港の利用促進（LCCの誘致）	216,000
佐賀県	有明佐賀空港国際線対応施設整備事業（国際線専用施設の建設）	835,000
長崎県	長崎県航空路線利用促進強化事業（国際チャーター便誘致、LCC誘致や国際定期航空路線の利用促進のための各種支援）	87,763
	（長崎上海間の航路と航空路を組み合わせた企画商品を販売する旅行会社に対する支援）	10,608
	上海航路観光客県内周遊対策事業	106,079
熊本県	阿蘇くまもと空港国際線振興対策事業	93,000
大分県	航空路線拡充・定着化促進事業	42,170
宮崎県	「みやぎの空」航空ネットワーク活性化事業（国際線の維持・充実）	84,000
鹿児島県	鹿児島空港国際化促進事業	163,100

解決策Ⅵ「港の利便性の向上」に関する先行事業

実施主体	事業名称	予算（千円）
長崎県	地域自主戦略交付金（松ヶ枝地区旅客ターミナル整備）	263,000
大分県	国際観光船誘致促進協議会負担金（クルーズ船の誘致、受入体制の整備、乗客への観光PR）	18,000
宮崎県	油津港利用促進支援事業（日南市が実施するタグボート回航費に係る助成事業への補助）	7,000
福岡市	箱崎ふ頭の係留施設等の整備	100,000
九州観光推進機構	CIQの簡素化・迅速化促進要望	—

解決策Ⅶ「買い物しやすい環境づくり」に係る先行事業

実施主体	事業名称	予算（千円）
福岡市	外国クルーズ客船受入事業	33,077

	外国クルーズ客船受入及び人材育成等サポート事業	9,827
--	-------------------------	-------

解決策Ⅸ「クルーズ船の寄港誘致」に関する先行事業

実施主体	事業名称	予算（千円）
福岡県	クルーズ船の誘致	3,000
長崎県	大型客船誘致促進プロジェクト推進事業（国内外のクルーズ客船の誘致対策及び受け入れ対策の強化）	26,300
	長崎のしま旅創出事業（クルーズ船の離島への寄港支援に向けた取組）	7,361
鹿児島県	国際クルーズ船誘致促進事業	15,510
九州観光推進機構	クルーズ博覧会への出展	2,750

解決策Ⅹ「独自の地域資源を活用したニューツーリズムの創出」に関する先行事業

実施主体	事業名称	予算（千円）
福岡県	世界文化遺産登録の推進（宗像・沖ノ島、近代化遺産）	60,000
	アジアのファッション拠点づくり（FACoへのアジアからの集客）	20,000
長崎県	離島地域外国人観光客受入支援事業（キリスト教をキーワードとした韓国からの巡礼ツアー促進等への支援）	15,740
	歴史・文化を活かした地域提案型観光創出事業（世界遺産登録に向け長崎巡礼センターを中心とした受入体制整備、歴史観光ガイドの育成支援）	9,756
熊本県	世界文化遺産登録推進事業（近代化産業遺産、キリスト教関連遺産）	51,000
宮崎県	「花旅みやざき」プロジェクト推進事業	6,000
	宮崎恋旅プロジェクト推進事業	10,000
	波旅プロジェクト推進事業	3,000
	古事記編さん1300年記念「日向神話旅」推進事業	10,000
鹿児島県	スポーツ観光王国かごしま確立事業	7,670
	かごしまグリーン・ツーリズムネットワーク機能強化事業	3,760
	「近代化産業遺産群」世界遺産登録推進事業	37,350
九州観光推進機構	ニューツーリズム活動支援	1,400

解決策Ⅺ「体験型・交流型観光の提供」に関する先行事業

実施主体	事業名称	予算（千円）
宮崎県	農家民宿受入体制強化事業	2,000
鹿児島県	体験・交流型観光ビジネスモデル確立事業	12,280
九州観光推進機構	九州オルレを活用した情報発信	5,000

別紙2

「九州アジア観光アイランド総合特区」地域協議会構成員名簿

(代表者会議)

団体・役職名	氏名	備考
福岡県知事	小川 洋	
佐賀県知事	古川 康	
長崎県知事	中村 法道	
熊本県知事	蒲島 郁夫	
大分県知事	広瀬 勝貞	
宮崎県知事	河野 俊嗣	
鹿児島県知事	伊藤 祐一郎	
福岡市長	高島 宗一郎	
九州観光推進機構会長	石原 進	

【アジアからの外客誘致促進部会】

企業・団体名	企業・団体名
福岡県	(株)近畿日本ツーリスト九州
佐賀県	クラブツーリズム(株)
長崎県	ジェイアール九州バス(株)
熊本県	(株)ジェイティービー
大分県	(株)JTB九州
宮崎県	(株)ジェイティービー九州サポート九州
鹿児島県	(株)ジャルツアーズ
福岡市	(株)DREAM INTERFACE
九州観光推進機構	トップツアー(株)
(株)エイエイピー福岡支店	西鉄旅行(株)
ANAセールス(株)	(株)日本旅行九州営業本部
亀の井バス(株)	(株)農協観光
九州産業交通ホールディングス(株)	宮交ホールディングス(株)
九州旅客鉄道(株)	名鉄観光サービス(株)
九電産業(株)	(株)リクルート

【クルーズアイランド推進部会】

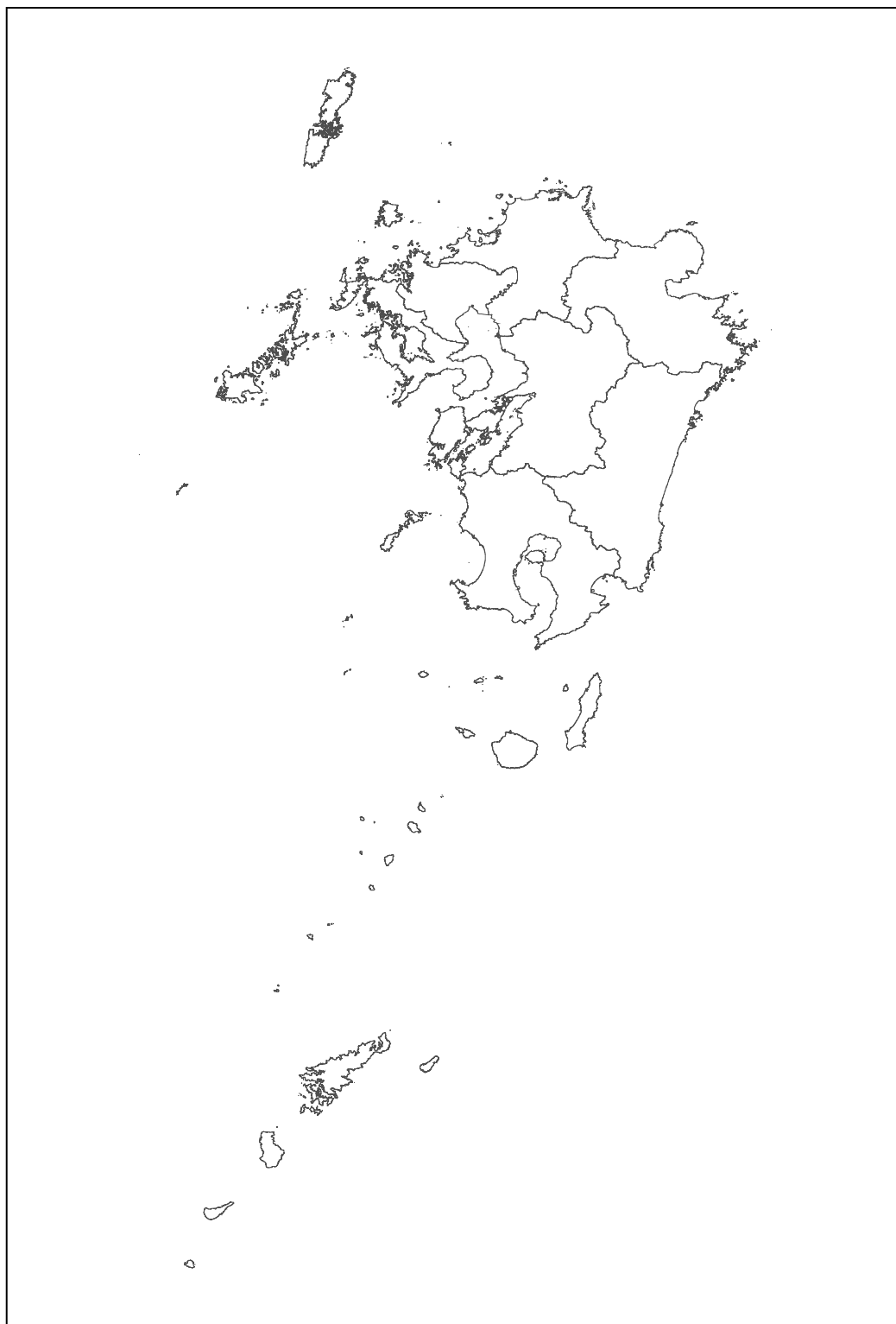
企業・団体名	企業・団体名
福岡県	(株) J T B 九州
佐賀県	(財) 福岡観光コンベンションビューロー
長崎県	(株) エイチ・アイ・エス
熊本県	九州産業大学
大分県	シーアイティーエス・ジャパン(株)
宮崎県	グリーン SHIPPING (株)
鹿児島県	(一社) 日本旅行業協会
福岡市	We L o v e 天神協議会
九州観光推進機構	福岡商工会議所
博多まちづくり推進協議会	太宰府市
(株) シーゲートコーポレーション	

【ニューツーリズム拡大部会】

企業・団体名	企業・団体名
大分県	(社) 福岡県観光連盟
福岡県	(社) 佐賀県観光連盟
佐賀県	(社) 長崎県観光連盟
長崎県	(社) 熊本県観光連盟
熊本県	(社) ツーリズムおおいた
宮崎県	(公財) みやざき観光コンベンション協会
鹿児島県	(公社) 鹿児島県観光連盟
九州観光推進機構	

別添4 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面

区域の範囲：九州全域（九州各県の行政界と一致）



地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

福岡県知事 小川 洋

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

本提案は、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市の共同提案です。

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

佐賀県知事 古川 康

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

本提案は、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市の共同提案です。

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

長崎県知事 中村 法道

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

本提案は、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市の共同提案です。

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

熊本県知事 蒲島 郁夫

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

本提案は、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市の共同提案です。

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

本提案は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、福岡市の共同提案です。

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

本提案は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、福岡市の共同提案です。

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

本提案は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、福岡市の共同提案です。

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

福岡市長 高島 宗一郎

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

本提案は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の共同提案です。

規制の特例措置等の提案書

1. 提案団体名

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市

2. 提案内容

別表のとおり

別添 8 関係地方公共団体の意見の概要

関係地方公共団体名	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	地域協議会の構成員であり、事業の実施区域に含まれるため、事業を実施するうえでの影響が大きい。
意見を聴いた日	4/23、4/26、5/18、5/22、7/18、7/25、8/2、8/14、8/27、8/29
意見聴取の方法	直接聴取（九州各県担当課長会議、福岡市との協議 等）
意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体において、新たな費用負担の発生があるか。 ・規制緩和等について、既存の関連団体等からの反対はないのか。
意見に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・特区ガイド養成支援事業については、自治体と九州観光推進機構の共催の場合は、機構の戦略Ⅰの予算で対応する予定である。ただし、自治体単独開催の場合は、独自予算で対応していただくこととなる。 ・特区ガイド養成支援事業に関係すると思われる通訳案内士団体を例にすれば、少なくとも現時点での反対はない。いずれにしても、すべての事業において、関係団体の理解・協力を得ることが前提である。

別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	九州アジア観光アイランド総合特区地域協議会
地域協議会の設置日	平成24年3月22日
地域協議会の構成員	別紙3のとおり
協議を行った日	随時。 幹事会のメンバーである九州観光推進機構と福岡市の協議は、 4/26、5/22、7/25、8/2、8/14、8/29
協議の方法	直接協議
協議会の意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度申請では、評価・調査検討会から「重複する地域での類似の提案であるため、対象地域や事業内容の調整・見直しが必要である。」との指摘事項を受けているので、今回の申請では十分な調整・見直しを行いながら申請内容を詰めていかなければならない。特に、特区ガイドの育成が類似提案であったと思われるので、確実に調整する必要がある。 ・九州では通訳案内士が不足しているため、特区ガイド育成は必要。 ・地域の情報、商業施設の情報に詳しいガイドが必要。一般的知識より商業施設の案内や商品の詳細な説明など、地域に密着した情報を持つガイドを育成してほしい。 ・特区ガイドには日本のマナーなどを学んでもらい、それを観光客に伝える教育を実施してほしい。そうすれば、市民のクルーズに対する印象もより良いものになる。 ・特区ガイドが有効に活用されるための方策が必要。マッチングシステムを構築する等、単に育成するだけでなく旅行会社等が活用できるような運用が求められる。 ・国に対する単なる要望事項であっても、地域の課題を認識してもらおうという点において一定の意義が認められることから、申請書に記載してもよいのではないかと。
意見に対する対応	意見を踏まえ指定申請書に記載することで対応する。

別添10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の概要を見込む事業の一覧

事業名	概要を見込む規制の特例措置等	新たな提案
アジアからの観光客誘致の促進事業		
◆個人観光数次査証制度の導入	出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）第6条第1項の規制緩和（規制の特例措置）	○
◆特区ガイド養成支援事業	通訳案内士法（昭和24年6月15日法律第210号）第36条の規制緩和（規制の特例措置）	
◆特区ガイド養成支援事業のうちのマッチングシステム構築	訪日外国人観光客の受入環境整備事業の拡充（財政上の支援措置）	○
◆資格外活動許可要件緩和	出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年10月28日法務省令第54号）第19条第5項の規制緩和（規制の特例措置）	○
◆無資格ガイド行為取締強化	通訳案内士及び特区ガイドの利用促進活動と、無資格ガイド行為を排除するための啓発活動（財政上の支援措置）	○
クルーズ観光環境づくり事業		
◆クルーズ客船受入のためのターミナル施設等整備事業	外国クルーズ客船の寄港回数の増加及びクルーズ船の大型化の一層加速に対応するための岸壁、ターミナル等の整備（財政上の支援措置）	○
◆消費税免税対象商品の拡大及び手続きの簡素化	消費税法施行令（昭和63年12月30日政令第360号）第18条、消費税法施行規則（昭和63年12月30日大蔵省令第53号）第6～10条、消費税法基本通達8-1-7の規制緩和（規制の特例措置）	○
◆専門店での共同販売所の設置	消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）第8条、消費税法施行令（昭和63年12月30日政令第360号）第18条、消費税法施行規則（昭和63年12月30日大蔵省令第53号）第6～10条の規制緩和（規制の特例措置）	○

事業名	概要を見込む規制の特例措置等	新たな提案
◆空港、港以外への 免税店 (Duty Free) の設置	関税法 (明治32年法律第61号) 第43条第9号、関税法基本 通達 42-1,42-15,43-1 の規制緩和 (規制の特例措置)	○
◆公衆無線 LAN (Wi-Fi) の設置 要件緩和	電気通信事業法 (昭和59年12月25日法律第86号) 16条、 45条の規制緩和 (規制の特例措置)	○
ニューツーリズム の推進事業		
◆第三種旅行者の 企画旅行催行区域 要件緩和	旅行業法施行規則 (昭和46年11月10日運輸省令第61号) 第1条の2の規制緩和 (規制の特例措置)	○

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望（参考資料）

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

福岡県知事 小川 洋

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望を別紙の通り提出します。

本要望は、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市が共同で提出するものです。

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望（参考資料）

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

佐賀県知事 古川 康

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望を別紙の通り提出します。

本要望は、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市が共同で提出するものです。

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望（参考資料）

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

長崎県知事 中村 法道

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望を別紙の通り提出します。

本要望は、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市が共同で提出するものです。

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望（参考資料）

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

熊本県知事 蒲島 郁夫

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望を別紙の通り提出します。

本要望は、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市が共同で提出するものです。

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望（参考資料）

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望を別紙の通り提出します。

本要望は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、福岡市が共同で提出するものです。

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望（参考資料）

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望を別紙の通り提出します。

本要望は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、福岡市が共同で提出するものです。

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望（参考資料）

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望を別紙の通り提出します。

本要望は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、福岡市が共同で提出するものです。

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望（参考資料）

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

福岡市長 高島 宗一郎

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望を別紙の通り提出します。

本要望は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県が共同で提出するものです。

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	九州各県、福岡市	
総合特別区域の名称	九州アジア観光アイランド総合特区	国際・地域の別	地域
		対象地域	九州全域
		計画期間	平成25年度～平成28年度(4年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充既存	新規・拡充内容	規制改革実現必要性の有無	備考	総事業費 (単位:千円)	H24		H25		H26		H27		H28				
											うち、国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)		
1	アジアからの観光客誘致の促進事業(特区ガイド作成支援事業)	特区ガイドの登録・検索システムを構築し、九州観光に必要な情報がまとめて入手できるサイトを作成する。	九州各県、福岡市、九州観光推進機構	観光庁	訪日外国人旅行者の受入環境整備事業	拡充	観光立国化に向けた訪日外国人受入のバリア解消	有		2,500	1,250	—	—	1,000	500	500	250	500	250	500	250		
2	アジアからの観光客誘致の促進事業(特区ガイド制度周知・無資格ガイド抑止のための啓発に取り組み)	特区ガイド制度周知や無資格ガイド抑止のための啓発に取り組み。	九州各県、福岡市、九州観光推進機構	観光庁	訪日外国人旅行者の受入環境整備事業	拡充	制度の円滑な実施の促進と地域の観光に対する意識改善	有		7,000	3,500	—	—	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	1,000	500
3	クルーズ観光環境づくり(クルーズ客船受入のためのターミナル施設等整備事業)	クルーズ客船の受入に対応したターミナル施設等の整備を行う。	九州各県、福岡市	国土交通省		新規	バース拡張(長さ、深さ)、乗下船経路の雨よけ、ボーディングブリッジ、待合所、美観環境整備等の補助	無		1,000,000	500,000	—	—	250,000	125,000	250,000	125,000	250,000	125,000	250,000	125,000	250,000	125,000
4	クルーズ観光環境づくり(クルーズ客船受入のためのターミナル施設等整備事業)	クルーズ客船の受入に対応したターミナル施設等の整備を行う。	九州各県、福岡市	国土交通省		拡充	バース拡張(長さ、深さ)、乗下船経路の雨よけ、ボーディングブリッジ、待合所、美観環境整備等の補助	無		上記にきまれる	0												
5										0	0												
6										0	0												
7										0	0												
8										0	0												
9										0	0												
10										0	0												

<記載要領>

- 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
- 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。また、同じ事業名で複数の財政支援措置を求める場合、事業名に続けて括弧書きで追記するなど区別ができる名称として下さい。
- 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
- 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしてください。
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
- 「新規拡充既存」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」、既存制度による支援を要望する場合は「既存」を選択してください。
- 「規制改革実現必要性の有無」欄には、規制の緩和が実現されないと、実施することができない事業の場合は「有」、規制の緩和が実現されなくても、実施することができる事業の場合は「無」と記載して下さい。
- 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。「既存」の場合は、空欄で可)
- 事業費が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
- 「事業費」欄・補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
- 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。